

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,408	t-CO <sub>2</sub>
① （温を除く 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素換 排 算 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	③メタン		t-CO <sub>2</sub>
	④一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑧三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		2,408

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量及び原単位排出量
------------------	--------------

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	2,408	t-CO <sub>2</sub>	2,336	t-CO <sub>2</sub>	3.0

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量	0.01302	t-CO <sub>2</sub> / m <sup>3</sup> ×h	0.01263	t-CO <sub>2</sub> / m <sup>3</sup> ×h	3.0

（2）目標設定の考え方

<p>年1%の削減を目標とする</p> <p>①日常の省エネ運動の推進により、無駄なエネルギーの削減に努める。</p>
---

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー</li> <li>・省資源の行動・実施</li> <li>・冷暖房</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①空調機増設時は地域冷暖房を利用する</li> <li>②外気冷房を可能な限り利用する</li> <li>③空調機のフィルター清掃、ファン清掃回数を増やすなどのメンテナンスの強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①改装工事、老朽化による更新時。</li> <li>②中間期の調整</li> <li>③フィルター清掃 月1回 空調機清掃 1年に1回</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①器具の清掃を年1回は実施して光度を確保する。</li> <li>②回路を細分化し、営業時間外作業の照明を必要</li> <li>③事務所は蛍光灯ごとに手元スイッチを設けて必要部分のみ点灯する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①年1回の器具清掃実施。</li> <li>②延灯届に合わせた細かい調整と利用時間外の消灯の徹底。(時間外の照明点灯の有料化)</li> <li>③スイッチによる細かな節電実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種機器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①パソコンなどを使用しないときは主電源を切り、待機電力を削減する</li> <li>②夜間、休日など利用者のいないときは、自動販売機の電源を切る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務所退出のチェック票の記入と提出の徹底</li> <li>②警備員、ボトラーへの指示徹底</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の排出抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①包装、梱包材の合理化、減量化を図る。</li> <li>②コピー用紙の利用を効率化(両面コピー、裏紙使用、印刷ミスの削減対策)する。</li> <li>③IT技術などを活用し、ペーパーレス化を推進する。</li> <li>④紙ごみの分別を徹底し、リサイクルが容易になるようにする。</li> <li>⑤段ボール、新聞紙、雑誌、ビン、缶は分別回収してリサイクルする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育、定例会議により対策を強化する。</li> <li>②マニュアル貼付・通達・推進運動・ポスター貼付</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水の利用の合理化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①トイレの節水対策を行う</li> <li>②可能な限りの水の再利用を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①冷却用水を雑用水として再利用を実施する。 地下湧水の雑用水利用(浄化設備を設置し運用中)</li> </ul>

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

期間内での予定はない

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・従業員へ環境教育を推進する。
- ・コピー用紙、トイレトペーパー等は、再生紙を使用する。
- ・可能な限り文房具用品等をグリーン購入品の対象商品に切り替える。
- ・梱包資材 (手提袋) を非木材紙を使用する。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- ・省エネルギー化推進のためのミーティング実施。